

地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 3 号の規定に基づき予算の執行に関する
知事の調査等の対象となる法人を定める条例

〔平成 24 年 12 月 27 日〕
〔茨城県条例第 50 号〕

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 152 条第 1 項第 3 号の条例で定める一般
社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は，県が資本金，基本金その他これらに準ずる
ものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株
式会社とする。

付 則

この条例は，平成 25 年 4 月 1 日から施行し，この条例に規定する法人のこの条例の施行
の日前の直前に終了した事業年度（以下「直近の事業年度」という。）以後の事業年度に
係る地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定による同項の書類（直
近の事業年度に係る書類にあつては，地方自治法施行令第 173 条第 1 項の決算に関する書
類に限る。）の作成及び議会への提出について適用する。